

【論文】

「ふるさと剥奪」と「ふるさと疎外」

関 礼 子[†]

1. 復興幻想

Covid-19 の世界的大流行で行き先不透明となったが、1964 年の東京オリンピックが戦後からの「復興五輪」であったように、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックは東日本大震災からの「復興五輪」になるはずだった¹⁾。

「福島の復興なくして日本の再生なし」。2020 年の聖火リレーは、廃炉が決まった福島第二原子力発電所のある楡葉町からはじまり、未だ原子力緊急事態宣言が解除されていない福島第一原子力発電所が立地する大熊町など、避難 12 市町村のうち双葉町を除く 11 市町村を回る計画であった。避難指示が解除された町村を聖火ランナーが駆け抜け、原発事故収束作業と除染で始まった「福島の復興」は、ひとつのピリオドを打つはずだった²⁾。

ところが、「福島の復興」は、被害当事者が素直に実感できるような状況にはない。「復興」はよそ事にすぎず、自分達の頭の上を通り過ぎていくばかりである。むしろ、「復興」していない現状を不可視化させる役割を担っている。いまだ帰還困難区域のままの地域、避難指示解除後も帰還が進まない地域が残っているが、帰還政策は前進あるのみで、それが個々の被害者に強いてきた苦痛を顧みることはない。東京電力は、原発 ADR の和解案を拒否し、和解手続きの打ち切りという事態を招いてきたが、「被害を受けられた方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくた

め、社員ひとりひとり、真摯にご対応」しているとは報してはばからない³⁾。福島県が、住宅支援の終了後も退去しない自主避難者に対し、家賃の 2 倍相当を「損害金」として請求するというニュースも報じられた⁴⁾。いつの間にか、被害者が加害者であるかのような扱いをされている。

原発事故からの 10 年は、原発事故被害者を制度的に区分することで分断し、「復興」イベントで問題の解決を喧伝し、被害を切り捨て、加害責任を縮減する方向に動いてきた。原発事故は放射能による公害・環境汚染と相似形なのだから、第一に被害の実態解明と加害責任の究明がなされ、第二に原状回復と被害の救済がなされ、そのうえで、第三に疲弊した地域の振興に責任を果たすことが求められる。ところが、肝心の被害の実態と加害責任の所在が曖昧なまま「放置」（飯島他 2007）され、環境の原状回復（汚染の除去、除染）も中途半端である。本来ならば、ダメージを受けた被害者の救済のうえに被害地域の振興が図られるべきだが、「人間の復興」（福田 2012）、人々が命を育み育て、生活を営み、人生を全うするための「Life の復興」という視点が欠如して、「復興のための復興」になっている。

本稿は、原発事故 10 年をまえに、複雑さを増した避難の状況を「ふるさと」という観点から整理し、避難者が制度的属性によって被ってきた被害の特徴を示す。また、「復興のための復興」の過程で「ふるさと」がさらなるダメージを負っている状況を指摘する。

[†] 立教大学社会学部教授

2. 避難と避難者の見取り図

原発事故避難者は、避難をめぐる制度的な線引きによって、大きく3つに区分できる。福島県の避難指示等区域からの避難者、福島県の避難指示区域外からの避難者、福島県外からの避難者である(図1)。

(1) 避難指示等区域からの避難者(第1型)

避難指示等区域からの避難とは、福島第1原発から20キロ圏内の旧警戒区域、20~30キロ圏の緊急時避難準備区域、さらには計画的避難区域など、原発事故後に何らかの避難指示があった地域からの避難である。

(2) 避難指示区域外からの避難者(第2型)

避難指示区域外からの避難(しばしば「自主避難」と呼ばれる)には、ふたつのタイプがある。ひとつは、避難指示区域を除く福島県から県外へ

の避難である。福島県は全域が災害救助法適用地域となったため、福島県内に留まる場合は支援の対象にはならないが、県境を越えると災害救助法の対象となり支援を受けることができた。

(3) 福島県外からの遠隔地避難者(第3型)

いまひとつは、福島県外からの遠隔地避難である。東京都の浄水場で放射性物質が検出されるなど原発事故の汚染は広域に及び、局地的に高い線量を示すホットスポットも各地でみられた。東京都をはじめとする関東からの避難者は、災害救助法適用地域外からの避難者も受け入れた遠隔地の自治体に避難した。

このような避難者のカテゴリーは、時間の経過によって変化してきた。第1型の避難指示等区域は、避難指示が続く地域(第1型(A))と解除された地域(第1型(B))に分かれた。第2型の福島県からの県外被害者は、子ども被災者支援

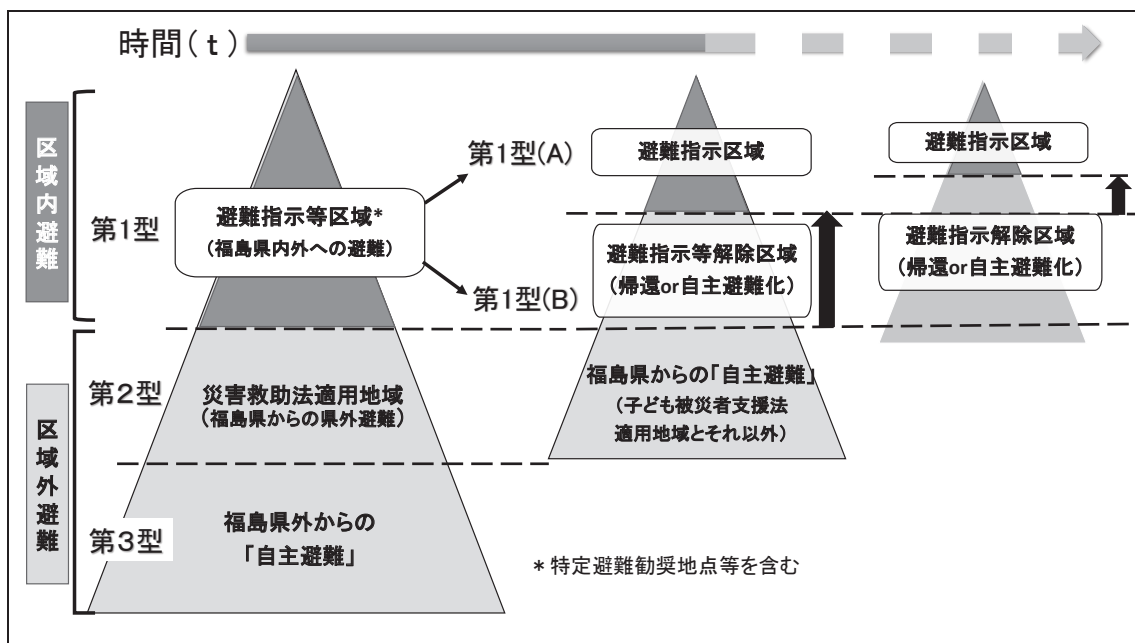


図1 避難の見取り図とその変化

法の適用地域（中通りと浜通り、避難指示区域を除く）とそうでない地域に区分された。

被害は周辺から不可視化されていく。第3型の福島県外からの避難者は、受け入れ自治体の住宅支援終了によって不可視化された。

第2型の区域外避難者は、2017年3月末に緊急仮設住宅（借り上げ住宅を含む）の供与が打ち切れ、見えにくくなった。第1型の避難指示区域も、避難指示が解除された地域の緊急仮設住宅の供与が打ち切れ、帰還困難区域でも2021年3月末には全て終了する予定である。こうした動きのなかで、「帰還者」に代わって、一時滞在の作業員などを含めた「町内居住者」や「現住人口」といったカテゴリーが使われるようになり、帰還しない避難者は「自主避難者」化してきている。

3. 「資格」化された避難——制度外の「自主避難者」

原発事故避難は、通常の災害からの避難とは異なり、広範囲から遠隔地へ避難する状況がみられた。放射能の影響からできるだけ遠くへ逃れたいと、九州・沖縄方面へ、なかには海外にまで母子で緊急避難する人がいた。遠隔地の自治体には、避難指示等区域の避難者（第1型）、避難指示区域以外の福島県からの避難者（第2型）、関東圏など福島県外からの避難者（第3型）という、制度的に異なるカテゴリーの避難者がおり、「自主避難」という言葉でイメージされるのは、もっぱら第3型の避難者だった。以下、制度外の第3型「自主避難」の合理性と正当性が不可視化されていく状況を振り返っておこう。

3.1 避難の合理性の不可視化

関東圏では、東京都や神奈川県の下水处理施設で汚泥焼却灰から高い放射性物質が検出された。茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県でも「汚染状況重点調査地域」の指定を受ける市町村

があった。原発事故汚染は、福島県にとどまらない、広域汚染の問題だった。

2011年3月17日に3歳の子どもとマレーシアに緊急避難したAさん（東京都）は、帰国後に危機感がないことにショックを受けた。子どもの入園式も普通に行われ、「『給食の食材はどこからきていますか？』『水筒を持たせてもいいですか？』という質問をするのは私くらい」だったからである（関編 2013: 41）。

3日間、通園したあとで、子どもが大量の鼻血を出しました。もうダメでした。

いろいろなことを検査してみたんですが、家の庭の土から218ベクレルが検出されたんです。100ベクレル以上のものはドラム缶に入れて保管しなくてはならないのに、自分の家の土が高線量だったのがショックでした。私の周囲でも中学校の同級生とか3組が避難しました。1組は神戸にご家族で、もう1組は調布の友達なんですが、岡山に母子避難し、5月に岡山でシェアハウスに入りました。

私の周りにいるみなさん、尿検査をして、子どもの尿から放射線が検出されたということで避難しました。子どもの鼻血や下痢が止まらない友だちが多くて、その友だちの庭の検査をしたら400ベクレル出た、という話でした。その友だちは、「東京での仕事に見切りつけられなくて、子どもを被曝させてしまった」と後悔していました。「キャリアを捨てて逃げてきた」と話していました。離婚した人も、4組くらい知っています。（同上: 41-42）

Aさんは、「子どもを放射能から守りたい」と、仕事を辞め、家族や友人と離れ、九州に避難することを選択した。避難を合理的な選択にしえたのは、①子どもの体調不良、②生活圏の汚染があったからだった。だが、こうした避難の合理性は、「放射脳」「放射能ヒステリー」と揶揄されていく。漫画『美味しんぼ』（雁屋 2013, 2014）の「鼻血」

問題は、被曝による健康被害として鼻血を取り上げることをタブー視する風潮をもたらした⁵⁾。100 ベクレル/kg以上を低レベル放射性廃棄物として管理するという基準は、原発事故後に8,000 ベクレル/kgまで引き上げられた⁶⁾。「問題を問題でなくす」基準値の変更で、Aさんが語るような避難の合理性は不可視化されていった。

3.2 避難の正当性の不可視化

「自主避難」とはいえ、避難者として社会的に承認されたのは、受け入れる自治体やNPO等の姿勢に負うところが大きい。佐賀県などの自治体は、広く災害救助法適用外の避難者も受け入れて住宅支援を行った（関・廣本 2014）。石垣市では沖縄県の支援対象から漏れた災害救助法適用地域外の避難者を、市民による避難者ネットワーク「ちむぐくる」が受け入れた。民間から提供された空き家・空き室を整備し、最長3か月間の避難住宅を関東圏からの避難者に提供した（関・廣本 2018）。

避難用住宅の供与は、避難の正当性に対する承認であった。あえて遠隔地に避難した人々は、避難指示区域内であれ避難指示区域外であれ、「子どもを放射能から守る」という強い思いを共有していた。だが、支援内容の格差や、表象される避難者像とのズレに、「自主避難」というネガティブな位置づけを感知し、葛藤するようになった。

受けられる支援も違う。支援の情報やお知らせが入ってこないことすらある。「お知らせがこない」イコール「避難すべきではない」ということではないかと考えた時期もあった。「X市から避難している人はいないし、避難すべきではないのかも。避難すること自体がおかしいかな」と考えた時期もあった。

被災地・福島県からの自主避難とC県からの自主避難の違いを意識するようになった。（関・廣本 2014: 84-85, 一部改変）。

遠隔地の避難先では、災害救助法の適用外にあった福島県外の避難者が、もっぱら「自主避難者」であった。避難のための制度的「資格」を持たず、自治体や市民のボランティアな支援に支えられていたからである。

4. 避難指示の内と外

避難指示の内（第1型）と外（第2型）を、「強制避難」と「自主避難」⁷⁾に区分することは、時間の経過によって、避難の実態にそぐわなくなってきた。かわりに、「区域内避難」と「区域外避難」という呼称が用いられることが多い。なぜならば、第一に、避難指示区域の解除によって、帰還という選択肢が生まれた区域では、避難は「強制」ではなくなったからである。第二に、自主避難の「自主」は、避難の合理性や正当性を否認し、避難による苦痛や困難を自己責任とする言説をもたらしたからである。

原発事故直後から、福島県に隣接する都県には、避難指示区域内か区域外かを問わず、多くの避難者が押し寄せた。たとえば、新潟県では、福島県から区域内避難者に限定した避難者受け入れの要請もあったが、受け入れ側の「受け入れる」必要性と合理性から、区域の別なく避難者に対応した（高橋他編 2016, 松井 2017, 関 2020）。

立ち入りを禁じ、行動を制約し、生活に不利益をもたらすだけだった避難指示は、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の2011年8月の中間指針が示されて以降、避難による精神的損害賠償の対象になった。以後、区域内か区域外かで、避難者の状況に格差が生まれた。区域外避難の場合、住宅支援があったとしても、避難の生活費は自力で工面しなければならない。父親が福島に残り、母子で避難する状況は、避難指示区域の住民をして、「自主避難者は気の毒である」と語らしめた。区域外避難者への支援を求める声は、「避難する権利」（河崎他 2012）の提唱や、「子ども被災者支援法」の制定につながった。

4.1 区域外避難（第2型）の「ふるさと疎外」

避難指示区域外からの避難（第2型）は、両義的な性格を持つ。福島県外からの避難（第3型）と同様に一面では「自主避難」であるが、福島県を出れば、区域内避難者（第1型）と同様に避難の「有資格」となる。制度外の避難であると同時に制度内の避難である。

避難の両義性は、避難元の地域との関係性においてもみられる。「自主避難」の避難元である地域社会は、原発事故による放射能汚染によってダメージを被りながらも、存続している。他方で、放射線量が高い、現に子どもや自身の体調に問題が生じたなど、地域社会で平穏な日常を送ることができずに避難した人々は、避難元の地域社会で築いてきた社会関係に亀裂を生んだ。地域に住み続ける者の生活破壊と、住み続けられなくなって避難した者の生活破壊は、原発事故がもたらした表裏一体の被害である。このような被害は「ふるさと喪失」と呼ばれ、裁判でも争われている⁸⁾（淡路監修 2018, 吉村 2018）。

「ふるさと喪失」は、避難することで、避難元の地域との関係性が失われてしまう状況を指している。避難指示があれば、避難の正当性が問われることはない。避難を理由にして人間関係に亀裂が生じることもない。だが、避難指示がない地域では状況が異なる。「仕事や家族、家や土地など、さまざまなものを天秤にかけると、逃げられない。健康より現状を優先して、引き受けなくてはならない」⁹⁾という現実もあった。だからこそ事故当初に緊急避難したまま避難生活を継続する人だけでなく、いったん戻って再避難に踏み切った人、緊急避難はしなかったが一定期間を経て避難に踏み切る人も相継いでいたのである。

日常生活はルーティンであり、一般にルーティンは不安を徐々に軽減させていくのだが、逆に生活環境の汚染が深刻であることを認識し、どうしても耐えられない健康上の不安・不調があったため、再避難や一定期間を経ての避難に踏み切ったのである。乳幼児や小学生を抱えた家族が、殊に

母子避難という形態をとらざるをえなかったのは、避難できない現状と差し迫った健康不安との綱引きの結果である。

力加減で避難できた人がいれば、避難できなかった人もいる。避難元では、「余裕があるから避難できる」と陰口された。避難先では、避難の精神的賠償がないにもかかわらず、「賠償されている」と誤解された。夫や親族、友人から、避難の必要性を理解されないこともあった。この状況は、避難生活にピリオドを打って、避難元に戻ってからも続いた。

避難で、A市（避難元）にあった関係は全部崩れました。（家族の都合で避難を中断して）A市に戻ってからは辛いものです。「避難したのに、結局、戻って来たんだね」、「B県から食べ物を取り寄せて異常だね」と言われます。（略）避難したことをバカにされ、友人関係も壊れました。（避難指示区域外の女性、避難期間3年）¹⁰⁾

避難指示区域外からの避難者は、避難元＝「ふるさと」の関係性からはじき出され、「ふるさと」から疎外された。「ふるさと疎外」が、区域外避難者の「ふるさと喪失」の内実である。

他方で、避難せずに残った人にとって、若い世代や友人たちが避難していく状況は、地域社会への大きなダメージとして経験された。残った者も、もとあった「ふるさと」を傷つけられてしまっている。これを「ふるさと損傷」と呼ぶことにしよう。

「ふるさと疎外」と「ふるさと損傷」は表裏一体の関係にあり、賠償においても被害は同等に位置づけられている¹¹⁾。

4.2 「ふるさと喪失」の多義性

避難指示の有無にかかわらず、原発事故の重大な被害として「ふるさと喪失」が指摘されてきた。ただし、「ふるさと喪失」が意味する内容は多義

的であり、避難の有無に加え、避難指示の有無は「ふるさと」の位相を異なるものとしている。

区域外避難者（第2型）の場合は、被曝の不安や体調の悪化、避難に至るまでの葛藤や苦悩、避難継続の困難が色濃く表れる。母子避難の場合には、二重生活による経済的負担、離れて暮らす夫婦関係の悪化、避難の選択を理解されないことによる社会的な孤立が語られる。「なぜ避難せざるを得なかったのか」、「困難な避難生活をなぜ続けてきたか」、「避難によってどんな関係性が断ち切られたのか」という語りは、避難の合理性や正当性を問われがちな区域外避難者の状況から生じている。「ふるさとを失った」という語りは、避難への理解がなかなか得られず、避難元の地域との関係性が変質し、居場所が喪失していく状況を意味する。

対して、避難指示区域内の避難者（第1型）では、避難の合理性と正当性を問われることはない。そのため、地元＝「ふるさと」を追われた辛苦や、「ふるさと」を放射線に汚染され、生活をまるごと奪われてしまった苦渋が強く語られる。

そもそも、「ふるさと」（故郷/country home）とは、「家郷」であり、「家山」を意味する。風土の自然というまとまりある空間のなかで、周回する時間を共有しながら年中行事を営み、祖先から子孫への連続性のなかに身を置く関係性の場所である。「ふるさと」は、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その持続性が三位一体となった、ネットワークの網の目である（関 2019b）。

この「ふるさと」の喪失は、原発事故以前には、故郷喪失・家郷喪失として議論され、イメージされてきた。故郷喪失・家郷喪失は、地方から都市

への人口流出のなかで、身も心もつながっていた故郷・家郷が失われ、根無し草化していく状況を意味していた。

確かに原発事故によって出郷者が「ふるさと」をなくしたという側面はある。だが、問題の本質は、チェルノブイリ原発事故が生み出した環境難民の問題と同列の意味を「ふるさと喪失」が持っているということにある。そして、区域内避難でも避難指示区域外でも、重大な被害として論じられてきた「ふるさと喪失」は、従来と異なる被害状況を表出させているということである（表1）。

区域外避難の「ふるさと喪失」では、避難元の地域の共同性は損傷を受けても、なくなっているわけではない。したがって、損傷を受けた地域の共同性からはじき出された／はじき出されるかもしれないという「ふるさと」からの疎外が問題になる。

対して、避難指示区域内では「ふるさと」の剥奪が問題になる。そこでは、「ふるさと」が原発事故によって奪われてしまったことが明確である。事実として、そこで人は自然とかわれず、そこで人は人とつながれず、次世代を産み育て、家や土地を継ぎ、文化や歴史をつないで、年老いて先祖になっていくこと——地域が地域として持続していくこと——を見通すことができない。こうした状況は、広義には「ふるさと喪失」ではあるが、狭義には「ふるさと剥奪」と呼ぶのが相応である。

5. 「ふるさと剥奪」の2つのかたち

「ふるさと剥奪」は、2つに類型化できる。

ひとつは、避難指示区域に指定され、現在もなお避難指示であり続けている地域である（第1型

表1 「ふるさと喪失」における喪失・疎外/損傷・剥奪

	避難指示区域内（第1型）	避難指示区域外（第2型）
避難をめぐる言説	避難の苦痛・帰還の希求	避難の合理性・正統性の主張
「ふるさと」の位相	ふるさと剥奪	ふるさと疎外/損傷
出郷者の「ふるさと」	ふるさと喪失	—

(A))。放射線量が高く、除染が進まず、未だ故郷に戻れない帰還困難区域では、「ふるさと」が現に奪われていることが明瞭である。人は自然とかがわることができず、人と人とが密につながることができず、生活の持続性や地域の永続性を見通すことができない。

いまひとつは、避難指示が解除された地域である(第1型(B))。避難指示解除地域では、住民の帰還が始まり、「ふるさと剥奪」の状況を脱し、被害が回復され、「復興」の歩みが着実に進んでいるように見える。換言すれば、被害が見えにくくなっているのである。

5.1 避難指示が継続している地域の「ふるさと剥奪」

典型例として、浪江町津島地区の例をみていこう。津島地区は1889(明治22)年に6村が合併してできた津島村(行政村)の流れを汲む中山間地域である。福島第一原発事故では、3月12日から15日まで浪江町災害対策本部がおかれ、約8,000人の住民が身を寄せたが、後に高濃度の放射能に汚染されていた地域であることが判明した。4月22日に計画的避難区域に指定され、2013年4月1日に帰還困難区域に再編された。2019年8月末現在、津島地区には、2023年の避難指示解除を目指して、除染や家屋解体、道路やインフラの復旧を進める浪江町「特定復興再生拠点区域復興再生計画」(2017年12月)の拠点区域があるとはいえ、全域が帰還困難区域のままである。現在も、事実として「ふるさと」は剥奪され続けている。

第一に、自然とかがわることができない。人々は、家(ヤシキ)から山林(ヤマ)に至る広い空間を一体的に用いた、自給自足的な生活に優位な生活圏のなかで暮らしてきた。山から水を引き、米や野菜をつくり、山菜やキノコをとり、生活を営んできた。だが、そのような親しい自然とかがわる生活は、立ち入りを制限するバリエードの向こう側にある。

第二に、人と人とのつながりも剥奪されたままである。自然とかがわることで得られる資源は「お裾分け」され、人と人との関係=社会関係資本(social capital)を結んできた。社会関係資本は人間関係資本であり、人と人とのつながりやネットワーク、そこから生まれる互酬性や信頼性の規範を意味する(パットナム2006)。津島の言葉でいえば、「結い」である。「結い」は、結びつくこと、結合、結束することを意味する。農作業での共同作業だけでなく、ともに(共同)、心と力を合わせて協力しながら(協同)、それぞれが得意分野を活かして何かを成し遂げてきた(協働)「結い」あう場所は奪われたままである。

第三に、持続性も心もとなない。先祖から子孫への地域の文化や伝統も、日々の生活の共同によって不断に更新されていくが、人々は日常の空間も時間も共有できないからである。

このような「ふるさと剥奪」は、共同性の損壊、すなわち土地に根ざして生きるという権利を侵害し続けている。人と自然とかがわる環境を奪われ(環境権侵害)、人と人とのつながりが断ち切られ(社会関係資本の損傷)、地域のなかで穏やかに生活する日常を奪われ(平穏生活権侵害)、出身地の誇りを傷つけられ(人格権侵害)、津島地区の歴史を未来につなげていくことができない(地域の伝統文化や無形文化財の消失の危機)。「ふるさと剥奪」とは、原発事故によって存在の足元をすくわれ、環境難民化し、「よるべなき精神の放浪」¹²⁾に追い立てられた人々の、全人的な被害の表現である。すなわち、「ふるさと剥奪」とは、権利侵害の問題として捉えられる。

5.2 避難指示が解除された地域の「ふるさと剥奪」

川俣町山木屋地区は、2011年4月22日、隣接する飯館村、浪江町津島地区等とともに計画的避難区域に設定され、2013年8月8日に居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編された。2015年8月31日から避難指示解除に向けた準備宿泊

が始まり、2017年3月31日に地域全域の避難指示は解除されている。

2018年10月1日現在、住民基本台帳上で山木屋に住所があるのは301世帯887人で、そのうち居住者人数（居住率）は145世帯（48.2%）320人（36.1%）である¹³⁾。避難指示で6年もの間、無人だった山木屋に、1年半で半数近い世帯が戻ったのだから、帰還率を復興の指標にする観点でいえば、山木屋は復興の優等生である。

他方で、帰還者320人を年齢別でみると、65歳未満が129人、65歳以上が191人で、65歳以上の高齢者人口を総人口で割った高齢化率は59.69%である。高齢化率50%以上の「限界集落」である（大野 2008）。山木屋地区の状況はどのようなになっているのか¹⁴⁾。

5.2.1 人と自然とのかかわり

第一に、自然とのかかわりは依然として取り戻せていない。山林は除染対象ではないため、山菜、キノコ採りのようなマイナー・サブシステム活動ができない。避難前のような風土に適した農林業も営めない。

この辺りは、農業をするには循環農業です。農業で生きると決めて、田んぼをやるなら牛を飼うかって。土地が良くないなら、牛飼いながら堆肥を入れていけばいい。毎年、堆肥を入れて、何年かして、ようやくいい田の土になりました。牛の敷きわらが足りない分は、親戚から稲わらももらって、かわりに堆肥を持っていく。餌は自給です。餌を生産するにも、このあたりは直角に近い、10度くらいある斜面で、そういう土地で放牧しました。循環型で有機連携の農業でした。

5.2.2 人と人とのつながり

人と人がつながれないというのは、“結い”による生活の共同を維持できないということである。山木屋復興のシンボルになった伝統芸能「三

匹獅子舞」は復活したが、後継者になる子どもがいない。避難指示解除後に一貫校として再開した山木屋小中学校は、再開から1年で休校した。中学校も存続が危ぶまれる状況にある。

避難前には、葬式は「組」¹⁵⁾が取り仕切るものであったが、帰還後は「組」の関与も薄まった。

一週間前に亡くなった人は、家族葬にして終わりました。前は、何をおいても葬式を手伝うというのが当たり前だったけれど、手伝いはなかった。別の区では、亡くなった人のお知らせもなく、わからないうちに終わってしまった。「お付き合いもおしまい」ということだろうね。

また、令和になってからの葬式は組が関与せず、家族葬にすると決めたところもあった。何をおいても葬式に駆け付けるという密な人間関係は崩れ始めている。もめ事を起こしたら葬式を手伝ってもらえない、子孫に迷惑をかけてしまうと、自らを律して生活するという規範や風潮も壊れていく。

5.2.3 持続性

子々孫々と続いていくはずだった地域の生活文化、歴史や伝統は、継ぎ手を失って持続性が危機に瀕している。地域の自治も危機的で、行政区長がなかなか決まらない、組が存続できない状況になっている、という声があちこちで聞かれる。

地域崩壊しているが、総会には16軒中、12軒が出席している。2軒は部落から抜けました。もう戻ってきません。二親が亡くなって、事故前から（子世代が）福島にいますよ、という人は（部落を抜けて山木屋から）一線を切るよということだね。

避難指示が解除され、形ある「復興」の影が見えにくくなっているが、「ふるさと剥奪」は現在進行形である。

6. ショック・ドクトリンの先に

原発事故以降、精神論で放射性物質による環境汚染を乗り切ろうという声が目立つようになった。「笑っていれば放射能の影響を受けない」という山下俊一（福島県放射線健康リスク管理アドバイザー）の発言に始まり、伊達市の行政が押し進めてきた「心の除染」の取り組み（黒川 2017）、子ども被災者支援法が換骨奪胎されてしまった経緯などをみる限り、放射線リスクの低減を政策の根幹に据えようとする姿勢はみられない。

むしろ「復興」のかけ声のもとでは、放射線量への不安はノイズのように扱われてきた。健康とは「現在における安全と、将来に対する保証」であるから（カンギレム 1987: 177）、せめて将来の「保証」があれば精神論でも乗り切れるかもしれない。だが、健康影響が生じた場合にリカバーしてくれる制度的な「保証」はない¹⁶⁾。

復興事業も大きな問題を孕んできた。「人間の復興」、「Lifeの復興」を考えることなしに、復興事業だけが先走りしてきた。だが、復興に寄与しなかった復興事業を反省的に捉えて方向転換しようという動きは見られない。最後に、復興への意欲が収奪される状況を、山木屋地区の例から指摘しておこう。

山木屋の復興事業で目立つのは、インフラの整備事業である（表2）。農業再開が極めて厳しい環境にあるにもかかわらず、水田用排水路整備事業が行われ、山木屋小中学校再開に向けた改築が行われたが1年で休校となり、中学校も存続が危ぶまれている。復興拠点商業施設（とんやの郷）は赤字で、復興電源事業（メガソーラー事業）の売電利益が運営費に充当されている。ハード中心のインフラ整備で復興を進めようとする構造的問題が、復興事業のリストから透けて見える。

それ以上に問題なのは、避難指示区域の復興事業が新技術実用化のための草刈り場になっていることである¹⁷⁾。山木屋では、花卉生産施設整備事業（アンズリウム栽培ハウス）8億5千万円が、

それに近い。ポリエステルの培地を用い、コンピューター管理のハウスの中で、アンズリウムという熱帯の花を育てるのである。いわば植物栽培工場である。

栽培に着手したのは、山木屋地区の住民を含む川俣町の住民による「ポリエステル培地活用組合」だった。だが、こと山木屋に関していえば、寒冷で冬には雪も降る地域である。燃料費がかかるだけでなく、冬の降雪時にはビニールハウスへの物理的な影響も懸念される。うまくいかなかった場合のリスクは事業者である住民が負わなくてはならない。同様に、粗飼料生産支援事業も、牧草から基準値以上の放射性物質が検出されるリス

表2 山木屋地区での主な復興事業

復興発電事業（メガソーラー事業）	7億円
復興拠点商業施設（とんやの郷）	7億5千万円
幼稚園、小中学校改修費 （校舎、プールなど）	13億5千万円
粗飼料生産支援事業 （牛の餌生産の機械、施設）	22億円
花卉生産施設整備事業 （アンズリウム栽培ハウス）	8億5千万円
井戸掘削事業 （帰還のための井戸掘り 240戸）	8億4千万円
水田用排水路整備事業 （水田の用水路整備）	34億7千万円
農業基盤整備事業 （農道など舗装整備）	7億1千万円
町道路整備舗装事業 （未舗装道の整備）	11億3千万円
災害公営住宅整備事業（40戸新築）	7億円
木戸道舗装整備事業 （帰還者の木戸道舗装）	2億1千万円
家屋解体事業 （震災被害家屋解体 = 1,100棟）	20億円
合計金額	149億1千万円

出典：川俣町議会議員KK氏提供資料による。

クを抱えている。山林の除染がなされないので、汚染への懸念は長く続く。

ここから、復興事業の持続可能性が問題になる。アンズリウムの栽培は、放射能汚染された被害地に適した復興事業であるかもしれないが、山木屋の風土に適した持続可能なものとはいえない。しかも、最初から高コスト事業であると危ぶまれ、損益計算も甘く、収益が出ない場合には支援されるはずの被災者が負担しなくてはならない構造になっている。

それは、ナオミ・クライン（2011）がショック・ドクトリンと呼んだ「惨事便乗型資本主義」を想起させる。惨事便乗型資本主義は、「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がる（略）襲撃的行為」である¹⁸⁾。「復興事業」が原発事故被災者を構造的に搾取するような状況は、むしろ公共領域を越えて被災者に群がる行為のようにも見えてくる。原発事故避難者の「ふるさと」は、被災地・被災者の構造的搾取という、新たな被害に曝されているのである。

注

- 1) 同時に、我が国の国連・持続可能な開発目標（SDGs）の達成状況を世界に発信する場という位置づけもなされていた。
- 2) 他方で、2013年から始まった復興特別所得税は2037年まで続く。2019年に政府与党は復興庁の存続や帰還が進まない避難区域への移住者の呼び込み、福島第一原発、第二原発の廃炉に携わる人材育成などを進める方針を示した。「復興」後も、「復興」事業は続いていくことは既定路線だった。
- 3) 東京電力HP、http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/index-j.html、最終閲覧日2019年7月28日
- 4) 朝日新聞2019年8月23日、毎日新聞2019年9月4日。
- 5) 『美味しんぼ』の被曝と鼻血を関連づけるような表現について、政治家や著名人も加わって一大論争が起きた。漫画表現についてのポリティカルな

（もしくは科学的な厳密性を要求するような）批判については、数多くの論評が残されている。

- 6) 2020年現在は、8,000ベクレル以下の廃棄物は一般廃棄物として焼却や埋立だけでなく、土壌の再生利用も可とされている。
- 7) 「自主避難」に類する用語として「自主的避難」がある。「自主的避難」は2011年12月の中間指針追補「自主的避難等に係る損害について」で、福島県内の23市町村が対象地域になり、賠償が認められた。福島県外とともに福島県内の対象地域外（県南地域を除く）は賠償を認められなかった。ここでは、福島県内23市町村以外にも含め、避難指示がなかった地域からの避難を問題にしているのが「自主避難」と記す。
- 8) 原発事故の避難者訴訟では、故郷喪失／ふるさと喪失が論点に掲げられてきた。裁判によって、その表記は漢字であったり、ひらがなであったりするが、本稿は「ふるさと」で表記を統一する。
- 9) 避難指示区域外の男性、単身避難、2012年7月ヒアリング。
- 10) 避難指示区域外の女性、3年間の避難を経て帰還、2017年10月ヒアリング。
- 11) 注7)のように自主的避難等対象区域となった福島県23市町村、県南地域、宮城県丸森町は避難したか否かを問わず低額ではあるが損害賠償の対象になった（東京電力HP、http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/guidance/、最終閲覧2019年9月2日）。
- 12) 2017年1月20日第5回口頭弁論の意見陳述による。
- 13) 2011年3月の住民基本台帳は1,241人（358世帯）で、その数値を用いると帰還率は低くなる。原発事故後に住所を移した人などを省いて帰還率が出されていることに留意せねばならない。また、帰還率は自治体によって、時期によって、算出方法が変化するため、数値が必ずしも実態を反映していないことにも注意が必要である。
- 14) 以下は、山木屋へ帰還した30名へのヒアリング調査（2019年3月実施）のデータを用いている。
- 15) 町内会が「区」、町内会の班が「組」にあたる。
- 16) 被災自治体からは、いわゆる「被ばく手帳」のような仕組みをつくるよう要望があったが、実現しなかった。浪江町では独自に「浪江町健康管理事業実施要綱」（2012年）を定め、「町民に対し継続

的に健康診断を実施し、その結果について放射線健康管理手帳により記録及び管理することにより、町民の恒久的な健康管理に寄与すること」を目的に「健康手帳」（放射線健康管理手帳）を発行している。福島県も「県民健康管理ファイル」を発行し、健康状況を記録し健康管理に役立てる取り組みを行っている。だが、放射線被ばくによる健康影響が疑われる場合の医療費の給付等を「保証」するような制度はない。

- 17) 通常は予算や権利衝突の問題などで実現が難しい社会実験が、「復興」の名の下で推進されているという側面がある。たとえば、浜通りの檜葉町沖合につくられ、復興の象徴とされてきた浮体式洋上風力発電施設3基のうち1基は、採算が合わず、撤去される方針であることが報じられた。風車3基と変電所にはこれまで585億円が投じられたという（東京新聞、2018年10月27日）。なお、2020年12月16日、経済産業省は全基撤去の方針を正式に表明した（福島民友新聞、2020年12月17日）。
- 18) 同様の事態は、日本でも、被災者の実情にみあわない復興政策や復興事業が生活再建を妨げる「復興災害」（塩崎2014）や、国による“復興”予算の流用問題（福場2013）などとして、具体的に指摘されてきた。

参考文献

- 淡路剛久監修, 吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編 2018『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社。
- 飯島伸子・渡辺伸一・藤川賢 2007『公害被害放置の社会学——イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』東信堂。
- 大野晃 2008『限界集落と地域再生』高知新聞社。
- 雁屋哲作, 花咲アキラ画 2013『美味しんぼ（「福島の実実」編, 上）』110, 小学館。
- 雁屋哲作, 花咲アキラ画 2014『美味しんぼ（「福島の実実」編, 下）』111, 小学館。
- 河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健治 2012『避難する権利, それぞれの選択——被曝の時代を生きる』岩波書店。
- カンギレム, G., 滝沢武久訳 1987『正常と病理』法政大学出版局。
- クライン・ナオミ, 幾島幸子・村上由見子訳 2011『ショック・ドクトリン（上）——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』岩波書店。
- 黒川祥子 2017『「心の除染」という虚構——除染先進都市はなぜ除染をやめたのか』集英社インターナショナル。
- 塩崎賢明 2014『復興〈災害〉——阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波書店。
- 関礼子編 2013『水俣病から福島原発事故を考える（立教SFR重点領域プロジェクト研究 水俣調査報告書）』立教SFR重点領域プロジェクト研究・代表阿部治。
- 関礼子 2019a「書評リプライ 震災リフレクション・遠隔地避難で生まれたユートピアとレジエンスの『物語』——原口弥生氏の書評に答えて——」『環境社会学研究』24: 222-226。
- 関礼子 2019b「土地に根ざして生きる権利——津島原発訴訟と『ふるさと喪失／剥奪』被害」『環境と公害』48-3: 45-50。
- 関礼子 2020「避難者支援の社会正義——新潟県の災害経験と支援のかたち」『応用社会学研究』62: 19-36。
- 関礼子・廣本由香編 2014『鳥栖のつむぎ——もうひとつの震災ユートピア』新泉社。
- 関礼子・廣本由香 2018「島人と移住者の『ちむぐくる』——東日本大震災被災・避難者支援のコミュニティ」関礼子・高木恒一編『多層性とダイナミズム——沖縄・石垣島の社会学』東信堂。
- 高橋若菜・田口卓臣・松井克浩編 2016『原発避難と創発的支援——活かされた中越の災害対応経験』本の泉社。
- パットナム, R.D. 著, 柴内康文訳 2006『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房。
- 福田徳三（山中茂樹・井上琢智編）2012『復興経済の原理及若干問題（復刻版）』関西学院大学出版会。
- 福場ひとみ 2013『国家のシロアリ——復興予算流用の真相』小学館。
- 松井克浩 2017『故郷喪失と再生への時間——新潟県への原発避難と支援の社会学』東信堂。
- 吉村良一 2018「原発事故における『ふるさと喪失損害』の賠償」『立命館法学』378: 223-248。